

## 埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案競技募集要領

公用車の運行に際し、職員用業務端末等から公用車の予約申請・返却後の車両状況が入力できるとともに、クラウドサービスを利用して運行の記録等を一元管理し、公用車の効率的な運用を実現するシステムを使用・貸借する。併せて、このシステムと連携して、指定拠点において、車両の鍵管理を無人管理に転換する機能及び車両運行に係る事務負担の軽減を図るための機能を使用・貸借する。

この事業の受託者を選定するため、埼玉県公用車予約管理システム提供業務（以下「本業務」という。）に係る企画提案を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1 業務名

埼玉県公用車予約管理システム提供業務

#### 2 業務内容

本業務提案要求仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### 3 賃貸借期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

ただし、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約日以降、賃貸借期間開始前日までの間は、受注者による準備期間とし、この準備の期間中は支払の対象外とする。

#### 4 企画提案の参考額

18,170,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※令和7～12年の賃貸借期間合計の執行見込額（予約管理システムを150台、鍵管理機能を2拠点として算出）

※本事業の契約に係る参考額（税込み）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。なお、歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に増減額等があった時等、参考額（税込み）が変更となる場合がある。

#### 5 参加資格

企画提案書を提出することのできるのは、（1）～（7）までに掲げる条件を全て満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではな

いこと。

- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公募開始日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 公募開始日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規程による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。
- (7) 令和 5 年 4 月以降当該企画提案案競技の公募開始日までの間に、国又は地方公共団体等における類似業務を受託した実績を有する者であること（類似業務とは、公用車の予約管理に関するシステムの提供等をいう）。

## 6 スケジュール

要領の公開（HP の公開）	4 月 7 日（月）
質問事項受付開始	4 月 7 日（月）
質問事項の受付期限	4 月 9 日（水）16 時まで
質問事項の回答	4 月 11 日（金）
企画提案参加希望書の提出期限	4 月 14 日（月）16 時まで
企画提案書等の提出期限	4 月 17 日（木）16 時まで
一次審査（書類審査）結果通知	4 月 21 日（月）
※応募者が 4 者以上の場合のみ実施	
二次審査（プレゼンテーション）	4 月 24 日（木）
※一次審査通過者に対し実施	
選考結果発表	4 月 28 日（月）（※予定）

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：募集要領の内容等に関する質問書（様式第 3 号）に記入の上、電子メールにて送信するものとする。なお、提出日のうちに電話により到達の確

認を行うこと。

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp

件名：【質問書】埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案

質問受付期間：令和7年4月9日（水）16時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和7年4月11日（金）以降、県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うこと。

ア 提出書類

- ・企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・募集要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第4号）

※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。

イ 提出期限

令和7年4月14日（月）16時まで

ウ 提出先

埼玉県会計管理者出納総務課自動車管理・運転担当

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（別館2階）

電話：048-830-5722

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案競技参加申込書（法人名）

エ 提出方法

原則として電子データをメールで提出し、提出後、電話による到達確認を行うこと。

ただし、通信障害等やむを得ない事情により電子メールでの提出ができない場合は、持参または郵送によること。

※ 持参の場合は、平日の9時～17時（4月14日（月）は9時～16時）までの受付とする。

※ 郵送の場合は原則書留とすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類

別添「埼玉県公用車予約管理システム提供業務提案要求仕様書」を参照のうえ、募集要領「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

イ 受付期限

令和7年4月17日（木）16時まで

ウ 提出先

埼玉県会計管理者出納総務課自動車管理・運転担当

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（別館2階）

電話：048-830-5722

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉県公用車予約管理システム提供業務に係る企画提案書（法人名）

#### エ 提出方法

原則として電子データ（PDF形式）をメールで提出し、提出後、電話による到達確認を行うこと。

ただし、通信障害等やむを得ない事情により電子メールでの提出ができない場合は、持参または郵送によること。

※ 持参の場合は、事前に電話で予約すること。平日の9時～17時（4月17日（木）は16時）までの受付とする。

※ 郵送の場合は書留等、文書の到達が確認できる方法とすること。

#### オ 提出部数（持参または郵送の場合）

6部（併せて電子ファイル形式でも一式提出すること。）

※ 見積書への押印は不要。

#### カ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

### 8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は任意とするが、A4判横長（最大20ページの範囲内、表紙及び目次除く）で作成すること。

#### （1）表紙

- ・表題（埼玉県公用車予約管理システム提供業務に係る企画提案書）
- ・応募者の所在地、法人名、代表者名、連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

#### （2）目次

#### （3）提案内容等

「埼玉県公用車予約管理システム提供業務提案要求仕様書」に記載されている各提案依頼事項について、それぞれ具体的に記載すること。

#### （4）添付書類

見積書

※ 様式は任意とする。

※ 見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

※ 宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

## 9 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

### (1) 第一次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和7年4月21日（月）に電子メールで通知する。

ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定している。

エ 第一次審査通過者については、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 第二次審査（プレゼンテーション）は、令和7年4月24日（水）にWeb会議（Teams）により行う。詳細については、第一次審査通過者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明を行うこと。プレゼンテーションにおける追加資料の配布等は不可とする。

ウ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を15分とする。

エ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。

オ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトリーダー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、審査に参加できる人数は、3名以内とし、参加した者が分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。

カ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、令和7年4月28日（月）以降に電子メールで通知する予定である。

## 10 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「埼玉県公用車予約管理システム提供業務企画提案評価基準書」及び「評価項目一覧」を参照すること。

## 11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審

査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を契約先候補者として選定する。

## 12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて契約の相手方となる者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 13 契約保証金について

- (1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第 81 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の 100 分の 10 以上)を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 14 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送され、提出期限までに受領が確認できないもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

### (3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

15 問合せ先

埼玉県会計管理者出納総務課自動車管理・運転担当 能勢、山本

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（別館2階）

電話：048-830-5722

電子メールアドレス：a5710-08@pref.saitama.lg.jp